

特定非営利活動法人湯来観光地域づくり公社

役員報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人湯来観光地域づくり公社（以下「この法人」という。）定款第19条の規定に基づき、法人役員報酬並びに費用について必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 この規定で定める役員とは、法人の理事及び監事とする。

(報酬)

第3条 各事業年度に支給する報酬等の総額が1名当たり1,500万円を超えない範囲で、理事会において定める。

(賞与、退職慰労金等)

第4条 当法人は、役員に対し、前条に規定する報酬等以外に、賞与、退職慰労金その他の報酬等の支給を行うことがある。その金額等については、理事会において定める。

(適用除外)

第5条 職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

(報酬等の支払方法)

第6条 役員に対する報酬等は、各事業年度に支給する報酬等の総額を12で除した金額を毎月15日に、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込むものとする。

(費用)

第7条 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(改正)

第8条 本規定の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

1. この規程は令和2年4月4日から施行する。(令和2年4月3日理事会決議)